

日液協元第24号
令和元年7月12日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

令和元年度METI・ガス安全室立入検査結果（第1四半期分）について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年度の立入検査（第1四半期分）の結果が7月11日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、ガス安全室長及び担当官による口頭注意1件となっております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/7/20190711-01.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、北邨、橋本）

令和元年度立入検査の結果について(第1四半期分)

立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成31年4月16日、 17日	湊商事株式会社	七飯給油所	指摘あり	ガス安全室長及び担当官による 口頭注意	<p>立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため平成31年4月26日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。</p> <p>液石法第34条第1項の規程により供給設備点検が適切に実施されていない消費者に対しては、早急に点検を実施し、同法第87条の規程により当該点検結果を適切に管理すること。</p> <p>また、次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう担当官より口頭注意を行った。</p> <p>○液石法に基づく書類の管理について ・液石法に基づく書類に関して、本社および各給油所において適切に管理すること。</p> <p>○保安教育の実施について ・保安教育について、年度計画を策定するとともに、社員への定期的な保安教育を実施すること。</p> <p>○保安体制の整備について ・緊急時対応及び緊急時連絡の保安業務を着実に実施できるよう、早急に体制を構築し明示的にわかるようにしておくこと。</p> <p>○保安業務の実施について ・町営住宅で実施させていた保安業務について委託で実施するか自ら実施するか明確にしておくこと。</p> <p>○期限切れの警報器について ・ガス漏れ警報器の期限管理が必要な施設についてリスト化するとともに、期限切れあった場合の警報器については適切な措置を講じること。</p> <p>【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】</p>
2	令和元年5月28日	株式会社ガスパル	千葉販売所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3	令和元年6月20日	サンリン株式会社	塩尻支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
4	令和元年6月21日	株式会社ホームエネ ギー長野	松本センター	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)